



# 埼玉県報

第490号  
令和6年(2024年)  
2月16日  
金曜日

## 目次

### 管理規程

- 埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

### 告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の告示（商業・サービス産業支援課）
- 田甲土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 三田ヶ谷土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 東松山都市計画及び小川都市計画下水道の変更（下水道事業課）
- 県道ふじみ野朝霞線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道ふじみ野朝霞線の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 県道三芳富士見線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 令和6年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 令和6年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 令和6年度埼玉県警察官（巡査）採用試験（県外試験）の実施（警務課）

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年二月十六日

埼玉県下水道事業管理者 山 崎 達 也

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（勤務時間の割振り等の特例）

第六条の二 大規模災害等への対応のため、職務の遂行上特に必要がある場合においては、当該職務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第三条、第四条及び前条の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

第七条第一項中「前条」を「第六条」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 名称

特定非営利活動法人高齢者・障害者サポートクラブ

#### 二 代表者の氏名

香西 敏男

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町大字市場千五十二番地四

#### 四 更新後の認定の有効期間

令和六年三月八日から令和十一年三月七日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十九号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和六年四月一日から施行する。

令和四年埼玉県告示第八百六十八号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和六年三月三十一日限り、廃止する。

令和六年二月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 公衆浴場入浴料金の統制額

イ 十二歳以上の者についての入浴料金 五百円

ロ 六歳以上十二歳未満の者についての入浴料金 二百円

ハ 六歳未満の者についての入浴料金 七十円

二 その他の公衆浴場（公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号）第五条第一項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第二条第三項の規定に基づき保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）をいう。）の入浴料金については、一の規定は適用しない。

## 告示

### 埼玉県告示第四百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ鶴ヶ島インター店

埼玉県鶴ヶ島市脚折五丁目一番一 外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号 外 計二者

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号 外 計二者

#### ハ 変更年月日

令和四年八月一日外

#### ニ 届出年月日

令和六年二月二日

#### 二 縦覧期間

令和六年二月十六日から令和六年六月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月十六日から令和六年六月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス上藤沢店

埼玉県入間市大字上藤沢字立出三百九十八番三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 児童生徒の登下校の安全確保をお願いします。（児童生徒が通過する時間帯の警備員の配置等）
- (2) 出入り口の見通しが良くなるように、配慮（植え込み等の高さ抑える、街灯の設置等）をお願いします。
- (3) 「埼玉県生活環境保全条例」に規定されているアイドリングストップに関し、駐車場内に看板を設置し、利用者が不要なアイドリングを行わないよう対応してください。
- (4) 空調機等の室外機は可能な限り近隣住宅から離れた場所に設置するとともに、設置にあたっては住宅側に設置しないよう配慮してください。
- (5) 夜間においては、店舗、駐車場に設置される屋外看板等の照明が近隣住宅に影響を及ぼさないよう設置場所、設置角度に配慮してください。

#### 二 縦覧期間

令和六年二月十六日から令和六年三月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター



## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、田甲土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	福田 島夫	埼玉県熊谷市小八林千八百二十七番地

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、三田ヶ谷土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	金子 登	埼玉県羽生市大字三田ヶ谷二千五百九十六番地
同	島崎 一	同 同 六百二十四番地
同	長谷川 一弥	同 同 千五百三十三番地一
同	奥澤 和明	同 同 十八番地
同	三田 治市	同 同 百七十二番地
同	平野 公美	同 同 弥勒四百三十一番地
同	森下 正己	同 同 千四百九十二番地
同	須藤 耕男	同 同 喜右エ門新田千百九番地
同	竹澤 正志	同 同 与兵エ新田二百五十七番地
同	吉田 麻佐実	同 同 三田ヶ谷千八百五十六番地一
同	今成 光男	同 同 常木百五十八番地
同	木村 州一	同 同 千七十六番地
同	野中 武男	同 同 加須市大越百九十三番地
監事	腰塚 一利	同 同 羽生市大字三田ヶ谷千四百二十三番地一
同	名雲 康典	同 同 弥勒千七百九十一番地
同	田中 時男	同 同 行田市大字小針三千四百四十番地一

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	恩田 光由	埼玉県羽生市大字喜右エ門新田七百八十番地
同	島崎 一	同 同 三田ヶ谷六百二十四番地
同	長谷川 一弥	同 同 千五百三十三番地一
同	奥澤 文夫	同 同 三百七十五番地
同	奥澤 和明	同 同 十八番地
同	奥貫 秀夫	同 同 弥勒四百三十六番地
同	森下 正己	同 同 千四百九十二番地

同	同	同	同	同	同	同	同	同
須藤	西山	吉田	平井	江森	荒木	栗田	名雲	田中
耕男	俊雄	麻佐実	茂	正	豊	健一	康典	時男
同	同	同	同	同	同	同	同	同
埼玉県羽生市大字喜右工門新田千百九番地	同 与兵工新田二十二番地	同 三田ヶ谷千八百五十六番地一	同 常木二百二番地	同 同 七百八十四番地	加須市大越百十五番地	羽生市大字三田ヶ谷千四百一番地	同 同 弥勒千七百九十一番地	行田市大字小針三千四百四十番地一

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり東松山都市計画及び小川都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画及び小川都市計画下水道市野川流域下水道

#### 二 都市計画の変更に係る土地の区域

##### イ 追加する部分

なし

##### ロ 削除する部分

滑川町大字羽尾の一部

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	ふじみ野朝霞線
供用開始の区間	富士見市鶴馬二丁目三〇七四番一〇 地先から同市鶴馬二丁目三〇七四番 九地先まで
供用開始の期日	令和六年二月十六日
備 考	令和二年七月七日付け埼玉県 川越県土整備事務所長告示第 十九号で告示した道路予定区 域の一部供用開始である。延 長一〇・五メートル

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和六年二月十六日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 ふじみ野朝霞線 富士見市鶴馬二丁目三〇七四番一〇地先から

同市鶴馬二丁目三〇七四番九地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和六年二月十七日

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠



<p>路 線 名</p>	<p>三芳富士見線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>入間郡三芳町大字上富字吉拓三八五番一〇地先から同郡同町大字北永井字中ノ原三五二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年二月十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和二年五月二十九日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二七〇・六六メートル</p>

# 告 示

## 埼玉県教委告示第七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年二月十六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 一 日時

令和六年二月二十一日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

埼玉県警察本部告示第14号

令和6年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和6年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和6年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類、令和6年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類、令和6年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類、令和6年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類及び令和6年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類を次のとおり実施する。

令和6年2月16日

埼玉県警察本部長 鈴木基之

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 令和6年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

男性	190人
女性	15人

(2) 令和6年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

男性	9人
女性	2人

(3) 令和6年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類

男性	10人
女性	2人

(4) 令和6年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類

ベトナム語	2人
トルコ語	2人

(5) 令和6年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類

柔道	2人
剣道	1人

(6) 令和6年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類

2人

(7) 令和6年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類

2人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者
- (4) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試験区分	学歴	年齢
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和7年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成元年4月2日以降に生まれた者
II 類 サイバー犯罪捜査 II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は令和7年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和7年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	平成元年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

イ その他

国際捜査Ⅰ類	語学（受験言語）に堪能な者
武道・体育指導Ⅰ類	柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段（大学卒業見込みの者にあつては三段）以上の者
サイバー犯罪捜査Ⅰ類 サイバー犯罪捜査Ⅱ類	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験を除く。）に合格している者及び合格する見込みの者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する者及び有する見込みの者

### 3 試験の方法

#### (1) 第1次試験

##### ア 試験種目

##### (ア) Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類及び武道・体育指導Ⅰ類

教養試験及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

##### (イ) 国際捜査Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類

専門試験Ⅰ及び論文試験とする。

なお、論文試験の評価は第2次試験において行う。

##### イ 加点

Ⅰ類、Ⅱ類又はⅢ類を受験する者のうち、第1次試験当日において次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格・経歴区分	種別	試験名称等	加点対象基準
武道	空手道	全日本空手道連盟認定	初段以上
	日本拳法	日本拳法全国連盟認定	
	柔道	講道館認定	
	剣道	全日本剣道連盟認定	
	合気道	合気会認定	
情報	情報処理	独立行政法人情報処理推進機構が実施	左記の試験に

		する経済産業省認定の情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士となる資格	合格し、又は資格を有するもの
財 務	財 務	日商簿記検定	2級以上
語 学	英 語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC (※)	600点以上
		TOEFL (iBT) (※)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中 国 語	中国語検定試験	3級以上
		漢語水平考試 (HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓 国 語	ハングル能力検定試験	準2級以上
		韓国語能力試験	4級以上
ベトナム語	実用ベトナム語技能検定試験	4級以上	
経 歴	スポーツ経歴	国民体育大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校選抜等大会及び選抜高等学校野球大会	中学校を卒業後に、左記のいずれかの大会に選手として出場経験があり、その証明ができるもの
※ 第1次試験日から2年以内に実施された試験のスコアを有効とする。			

(2) 第2次試験

ア 試験種目

(7) I類、II類、III類及び武道・体育指導I類

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

(4) 国際捜査I類、サイバー犯罪捜査I類及びサイバー犯罪捜査II類

身体検査、体力検査、人物試験及び専門試験IIとする。

#### 4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	5月12日（日）	埼玉県警察学校又は 東京国際大学第1キャンパスで行う。  詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲示する。	5月24日（金） 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。
第二次試験	6月1日（土）から6月3日（月）までのいずれか1日及び6月15日（土）から6月30日（日）までのいずれか1日に、埼玉県警察学校で行う。ただし、1都6県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県）以外に居住する者のうち希望するものは、身体検査に代えて医療機関で実施した健康診断結果を埼玉県警察採用センターに提出することができる。  詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲示する。		8月16日（金） 午前10時	

#### 5 試験の対象となる職の概要及び給与

##### (1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

##### (2) 給与

ア 令和6年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給 (100円未満切捨て)

I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	258,000円
II 類 サイバー犯罪捜査 II 類	247,000円
III 類	229,700円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和6年10月1日（火）以降の予定である。ただし、I類の大学卒業見込者、II類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査 I 類、武道・体育指導 I 類、サイバー犯罪捜査 I 類及びサイバー犯罪捜査 II 類は、令和7年4月1日（火）以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 試験案内の入手方法

試験案内は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、令和6年3月1日（金）から配布する。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和6年3月1日（金）から閲覧及びダウンロードが可能となる。

### (2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

### (3) 受付期間

令和6年3月1日（金）午前9時から4月12日（金）午後5時までの間

### (4) その他

インターネットで申込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い合わせる



こと。

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル (0120-373514)

埼玉県警察本部告示第15号

令和6年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和6年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和6年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び令和6年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

令和6年2月16日

埼玉県警察本部長 鈴木基之

1 試験の名称及び採用予定人員

- (1) 令和6年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類
- |    |     |
|----|-----|
| 男性 | 16人 |
| 女性 | 2人  |
- (2) 令和6年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類
- |    |    |
|----|----|
| 男性 | 4人 |
| 女性 | 2人 |
- (3) 令和6年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類
- |    |     |
|----|-----|
| 男性 | 75人 |
| 女性 | 10人 |
- (4) 令和6年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類
- |    |    |
|----|----|
| 柔道 | 1人 |
| 剣道 | 1人 |

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者
- (4) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試験区分	学歴	年齢
Ⅰ類	1 学校教育法（昭和22年法律第26	平成元年4月2日以降

武道・体育指導Ⅰ類	号)による大学を卒業又は令和7年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	に生まれた者
Ⅱ類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業又は令和7年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和7年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者(Ⅰ類に該当する者を除く。) 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
Ⅲ類	Ⅰ類及びⅡ類に該当しない者	平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者

イ その他

武道・体育指導Ⅰ類	柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段(大学卒業見込みの者にあつては三段)以上の者
-----------	---

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 試験種目

教養試験及び論文(作文)試験とする。

なお、論文(作文)試験の評価は第2次試験において行う。

イ 加点

Ⅰ類、Ⅱ類又はⅢ類を受験する者のうち、第1次試験当日において次表に掲げる資格

等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格・経歴区分	種 別	試験名称等	加点対象基準
武 道	空 手 道	全日本空手道連盟認定	初段以上
	日本拳法	日本拳法全国連盟認定	
	柔 道	講道館認定	
	剣 道	全日本剣道連盟認定	
	合 気 道	合気会認定	
情 報	情報処理	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士となる資格	左記の試験に合格し、又は資格を有するもの
財 務	財 務	日商簿記検定	2 級以上
語 学	英 語	実用英語技能検定	2 級以上
		TOEIC (※)	600点以上
		TOEFL (iBT) (※)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C 級以上
	中 国 語	中国語検定試験	3 級以上
		漢語水平考試 (HSK)	4 級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓 国 語	ハングル能力検定試験	準 2 級以上
		韓国語能力試験	4 級以上
	ベトナム語	実用ベトナム語技能検定試験	4 級以上
経 歴	スポーツ経歴	国民体育大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校選抜等大会及び選抜高等学校野球大会	中学校を卒業後に、左記のいずれかの大会に選手として出場経験があり、その証明ができるも

				の
※ 第1次試験日から2年以内に実施された試験のスコアを有効とする。				

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第1次試験	9月15日（日）	埼玉県警察学校又は 東京国際大学第1キャンパスで行う。  詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲示する。	9月30日（月） 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。
第2次試験	10月5日（土）又は10月6日（日）のいずれか1日及び10月19日（土）から10月27日（日）までのいずれか1日に、埼玉県警察学校で行う。ただし、1都6県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県）以外に居住する者のうち希望するものは、身体検査に代えて医療機関で実施した健康診断結果を埼玉県警察採用センターに提出することができる。  詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲示する。		12月20日（金） 午前10時	

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和6年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）
I 類 武道・体育指導 I 類	258,000円
II 類	247,000円
III 類	229,700円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和7年4月1日（火）以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 試験案内の入手方法

試験案内は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、令和6年3月1日（金）から配布する。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和6年3月1日（金）から閲覧及びダウンロードが可能となる。

### (2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

### (3) 受付期間

令和6年7月11日（木）午前9時から8月21日（水）午後5時までの間

### (4) その他

インターネットで申込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い合わせること。

## 8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル (0120-373514)

埼玉県警察本部告示第16号

令和6年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）及び令和6年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）を次のとおり実施する。

令和6年2月16日

埼玉県警察本部長 鈴木基之

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 令和6年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）

北海道（男性） 2人

宮城県（男性） 2人

(2) 令和6年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）

北海道（男性） 8人

宮城県（男性） 8人

2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者

(4) その他次表のとおり

試験区分	学歴	年齢
Ⅰ類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和7年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成元年4月2日以降に生まれた者
Ⅲ類	Ⅰ類に該当しない者	平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者

3 試験の方法



(1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

(1) 試験地

北海道及び宮城県（以下「地元道県」という。）において実施する。

(2) 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月日及び会場	合格発表
第1次 試験	各地元道県と同一とする。	各地元道県の発表後、合格者に文書で通知する。
第2次 試験	各地元道県の月日に合わせて各地元道県内で行う。	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和6年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）
I 類	258,000円
III 類	229,700円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和7年4月1日（火）以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

試験案内及び申込書は、各地元道県の人事委員会事務局及び警察本部警務課において配布する。

### (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、所定の機関に提出すること。

### (3) 受付期間

各地元道県と同一期間とする。

## 8 その他

(1) この試験は、第1次試験の実施まで埼玉県警察本部と地元道県の人事委員会等が共同して行い、第1次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) 試験についての問合せ先は、次のとおりである。

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）